



# キセラ川西 ニュース

KiseLa Kawanishi

## [川西市中央北地区整備事業]



平成 26 年 6 月 25 日発行

# 第 42 号

川西市中央北整備部  
TEL 072-740-1214

施工工区割図

### 平成 26 年度工事箇所と 主な全体スケジュール

スケジュールが若干変更となりました  
のでお知らせいたします。

現在の進捗と併せ、全体の新しいスケジュー  
ルについて以下にお示しします。

平成26年度は、右図で①、②、④、⑥、  
⑦-1~2、⑬の各街区の整地工事とその  
関連区画道路、都市計画道路豊川橋山手線  
の工事に着手していく予定です。

右図の凡例

記号	
①~⑮	整地工事工区
A~E	都市計画道路等
	PFI事業施工区域



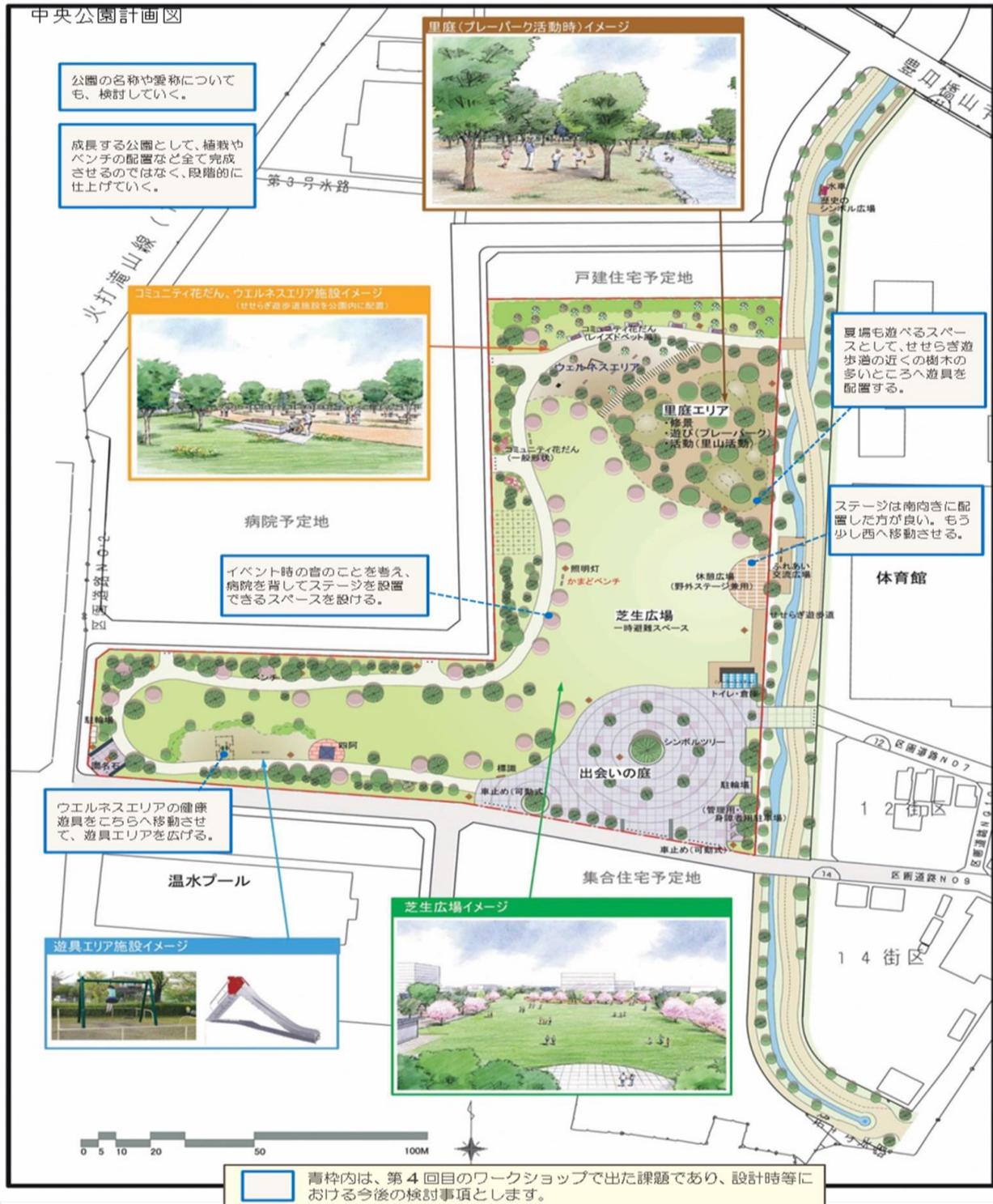
	①	③-1	③-2	④	⑤	⑥	⑦-3	⑨	⑬	⑭	⑮	A	C	D	E
	②					⑦-1 ⑦-2	⑧	⑩ ⑪ ⑫				A B			
H25年度	■														
H26年度				■		■			■						
H27年度		■	■		■		■			■		■	■		
H28年度											■				■

# 中央公園ワークショップの全体報告

これまで4回開催し、現地確認、グループワーク等を経てワークショップの検討案がまとまりましたので、下記に掲載します。

なお、各回の概要については、本ニュース 41号をご参照下さい。

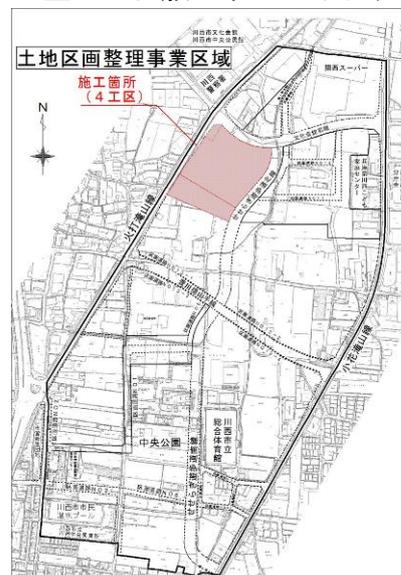
また、中央公園の施工時期を平成 27 年度と 28 年度に予定していることから、今年度は引き続き、市民の工事への参加方法の検討を行う「施工のワークショップ」を、平成 27 年度と 28 年度には公園の維持管理や使い方を検討する「維持管理・使い方のワークショップ」を予定しています。



## 工事のお知らせ

この度、区画整理事業区域内において、事業計画に基づく工事を行います。周囲の皆様のご迷惑にならぬよう注意を払いながら行いますので、ご理解ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

- 工事範囲** 中央北地区特定土地区画整理事業区域内  
(右図参照)
- 工事期間** 平成26年6月下旬から平成26年12月26日  
まで(作業時間:AM9:00~PM5:00)  
※日曜、祝日は原則として休日とします。
- 工事概要** 整地工事及び土壌改良工事: A=8,670㎡
- 施工業者** 施工業者名:株式会社 山角興業  
現場代理人:松元 正次  
住所:川西市東久代1丁目3-2  
TEL:072-759-4584
- 通行制限** 一時、通行制限となる場合は、工事看板及びガードマンにより誘導いたします。
- 詳しくは地区整備課(072-740-1207)へ



## 中央北歴史コラム—ちょっとふるさと自慢(23)—

源氏発祥の地で、源頼朝より御家人として安堵された「多田院御家人」は、豊臣秀吉の裁きで多田院社領をとりあげられ、知行地(俸禄として給付された土地)もすべて没収されたうえ、今後とも多田院の守護を命ぜられました。これによって多田院御家人たちは無録となって隠住の生活を送ることとなりました。その後、徳川幕府のはからいによる寛文年間(1661~1672年)の多田院再興以来、ようやく多田院御家人組織再興がはかられますが、各地に散った多田院御家人の動きも注目されます。

享保20年(1735)5月、多田院御家人が越後(新潟県)での新田開発を幕府に願い出ました。総代黒田半蔵以下25人の人々です。数千町歩を開墾(10万石の大名領に匹敵)する遠大な計画です。遠隔の地である越後の国にこのような広大な開墾可能地があるという情報は、豊臣時代に越後に離散した多田院御家人の子孫からもいたらされたものです。江戸にいた黒田半蔵が知らせを受けたのですが、多田院の地を去って百余年、なお他郷にあってふるさと多田を想いつづけた人の心が、越後と多田の地を結びつけたのです。

黒田半蔵はさっそく越後に赴き開墾地の見立てをしました。そして、頸城郡では美守郷・五十公郷・大瀧郷・高津郷にわたり、とりあえず五百町歩を開墾する計画を立てました。その開墾には関川(上越市)の豊田五太夫、大瀧郷下神原村の神戸三郎左衛門らが開発人として協力してくれることになりました。申請を出してから2年、ようやく元文2年(1737)の春に幕府役人の見分がなされ、まもなく開墾許可が下りるだろう間際、残念にもその間に開発人豊田五太夫らは、用水普請がむずかしいとの理由で開発人をおりてしまいました。これで、いちばん有望だった頸城郡での開発がだめになりました。

残る二郡には、蒲原郡だけでも弥彦之庄付近に三千町歩もの開墾可能地があったのですが、絵図などの申請書類がととのっていないとの理由でその年には許可が下りませんでした。そうこうするうちに黒田半蔵が病死し、彼に代わってことを推進するひともいなかったため、結局挫折しました。計画推進のために御家人たちは調査費112両余りを出し合ったのですが、無駄金に終わりました。

参考:「かわにし川西市史」「川西史話」より

## 中央北整備部からのお知らせ

### ❁ 工事に伴う通行止めに係る迂回路について

この度、中央北地区土地区画整理事業に伴う道路整備工事のため、右図の通り通行止めをしています。

近隣の皆様におかれましてはご迷惑をおかけしていますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



### 第96回 川西市中央北地区まちづくり協議会 計画検討委員会の開催お知らせ（協議会員どなたでも参加できます）

日時：平成26年7月1日(火) 17:30～ 場所：市役所5階502会議室

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

また、「中央北まちづくり指針」や「低炭素まちづくり計画」等に基づいた建築計画であるかを確認するため、事前に「建築行為等の手続条例」に基づく協議が必要です。（詳しくは、地区整備課 072-740-1207へ）

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています。

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を。

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL：072-740-1214 FAX：072-740-1330

日時：午前9時～午後5時半（ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

HP：<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>